平成２９年度「わかやま県議会だより」紙面レイアウトコンペ実施要領

１　目的

和歌山県議会の広報紙「わかやま県議会だより」（年４回発行）の作成にあたり、県民に親しみやすく読みやすい紙面にし、議会の内容をわかりやすく伝えるとともに、議会の役割を理解してもらうため、紙面レイアウト等の業務委託を行うこととし、その委託先を決定するためのコンペティション（以下「コンペ」という。）を実施する。

２　委託業務内容

（１）紙面レイアウトの作成４回（タブロイド判フルカラー、うち８ページ版１回、４ページ版３回）

※　レイアウトとは、上記１の目的を達成するために工夫されたデザイン、配色、紙面の割付けのことをいう。

（２）表紙等の写真撮影及びその写真の提供（専門的な技術を要する撮影機会２回程度）

（３）その他の写真撮影及び取材、その写真と取材記事の提供（特に専門的な技術を要しない撮影と取材機会１２回程度）

（４）写真、図表、イラスト等記事に関係する素材の提供

（５）制作物の磁気媒体等による印刷業者への提供

（６）制作物の文章及び県が指定する写真、イラスト、図表等をＨＴＭＬ及びＰＤＦ形式でインターネット上の和歌山県議会ホームページ「県議会だより（インデックス部分を含む。）」等のデータとして転載使用できるようそのフォームを形成した上での県への提供

３　紙面作成に係る県からの情報提供

（１）紙面作成に必要な原稿及び写真は、県議会事務局が提供する。ただし、２の委託業務内容の（２）、（３）及び（４）に該当するものを除く。

（２）原稿は磁気媒体・電子データ等で、写真はプリント・電子データ等で提供する。なお、磁気媒体等に保存するデータ形式は県が使用するソフトウェアの形式もしくはテキストファイルで提供する。

４　予算額　　２,１５０千円

５　参加資格

（１）和歌山県内に主たる事務所を有する者

（２）過去５年間に、和歌山県が発行した印刷物のデザイン・レイアウトを受注したことがあること。

（３）面談による打合せ協議を重視する。したがって、県議会事務局の職員の求めに応じ、速やかに県議会に来ることができる県内地域にデザイナー等が常駐する事

業所を有すること。

（4）デザイン・レイアウト及びイラストの作成に専門能力を有する２名以上の専従職員がいること。

また、レイアウト案について、県議会事務局の職員の指示により、２種類以上の案の作成や速やかに変更案を作成できるよう、レイアウト専用ソフトを搭載したコンピュータ（カラープリンター、スキャナーその他の付帯機器を含む。）を２台以上所有すること。

ア　タブロイド判の紙面８ページの紙面レイアウトを３日間で行う能力を有し、レイアウト案完成日を厳守できること。

イ　毎回指定した期間（約１週間）、県議会事務局の職員の指示により、「わかやま県議会だより」のデザイン・レイアウトの修正等に優先的に取り組む体制が組めること。

ウ　イラストは、複数のイメージを描きわける能力を有すること。

エ　グラフ、フロー図等の作成能力を有すること。

（5）所有する写真・イラストその他の広報素材を紙面で無償で使用する場合があることを事前に許諾できること。実際の使用にあたっては協議を行う。

（6）制作物を磁気媒体で印刷業者へ提供できる能力を有すること。

（7）専門的な技術を要する写真撮影には、年間２回程度プロカメラマンを手配できること。

（8）文字校正、色校正は、県議会事務局の職員とともに行い、専門家としての立場から助言を行う能力と責任を有すること。

（9）地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者

（10）地方自治法施行令第１６７条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されていない者

（11）和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示１２６１号。）に基づき競争入札参加者名簿に登載されている者であること。

（12）競争入札参加資格者名簿の業務種目の大分類が「企画・広告・手配」、小分類が「デザイン・写真」であること。

（13）和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者

（14）銀行取引停止処分を受けていない者

（15）次のいずれかに該当する者でないこと。

ア　役員等（役員又はその支店、営業所等を代表する者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められる者

イ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認

められる者

ウ　役員等が、自己、自社若しくは第３者の不正の利益を図る目的又は第３者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ　役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

（16）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

（17）税金を滞納していない者

６　参加申し出の方法

５の参加資格をすべて満たす若しくは許諾できることを誓約した参加申出書（別紙様式）を４月１７日（月）午後５時（必着）までに県議会事務局議事課に提出すること。

※　７のコンペの説明会に必ず出席願います。

７　コンペの説明会の開催

（１）日時　平成２９年４月２０日（木）午前１０時～

（２）場所　和歌山県庁北別館２階　県議会事務局 予算・決算特別委員会室

（３）コンペの課題（文章と写真等）は、説明会当日提供する。

８　コンペの課題に対する提案等の受付

（１）提出期限　平成２９年５月１２日（金）午後５時（厳守）

（２）受付場所　県議会事務局議事課

（３）提出物

ア　レイアウトした紙面（タブロイド判フルカラー）　８部

イ　提案書　８部

ウ　見積書（見積金額は消費税及び地方消費税を含む額とし、その上限は予算額とする。）　１部

※　当コンペはレイアウト能力を競うものであるが、見積金額も審査の要素の一つとする。

９　審査

（１）審査会

審査員６名程度で構成する審査会を設置する。

（２）審査のポイント

ア　読みやすくて親しみのある、かつ読者の興味を引くレイアウト及び企画内容になっているか。

（ア）文字の大きさやスペース等読みやすさの工夫がなされているか。

（イ）キャッチコピーは、形や位置、大きさ、配色に工夫がなされているか。

（ウ）写真やイラストは、文章の内容に即して大きさや配置など効果的に使われているか。

（エ）配色は、明るく、上品で洗練された印象であるか。

（オ）シリーズ項目等興味を引く企画が提案されているか。

イ　見積金額は適当であるか。

（3）審査方法

各審査員が上記（2）の審査のポイントに基づき審査し、審査会において最も優れている提案を決定する。

同点の場合は、見積額を参考に合議の上、委託業者を決定する。

10　審査結果の通知

審査結果は書面により5月下旬にコンペ参加者全員に通知する。

11　業務委託契約

審査会において決定した最も優れている提案を提出した者と業務委託契約を締結するための交渉を行う。

12　その他

コンペの参加に要する費用は、採用、不採用に関わらず支払わない。また、提出物は返却しない。

13　コンペ実施機関及びお問い合わせ先

和歌山県議会事務局議事課

和歌山市小松原通１－１　ＴＥＬ　０７３－４４１－３５７０

ＦＡＸ　０７３－４４１－３５７５

Ｅﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ e2002001@pref.wakayama.lg.jp